

2021年1月14日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

第3次補正予算（案）医療機関への 「補助金」の増額と迅速な給付を求める

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇
経営税務部長 太田 志朗

現在、新型コロナウイルス感染拡大により11都府県で緊急事態宣言が発令されている。全国でも感染者数が急増するなか、医療機関では感染防止に細心の注意を払いながら、日常診療を継続し、地域医療の維持に全力を尽くしている。

政府は、第3次補正予算（案）において、第2次補正予算で措置された「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、補助金）を25万円（医科・歯科無床診療所）上乘せする予定である。

しかし、多くの医療機関では、感染防止・日常診療経費の増加、患者の受診控えの影響で経営に深刻な影響が生じている。今後の感染状況によっては、地域での医療提供もままならなくなることが懸念される。「補助金」のさらなる増額など、より手厚い財政措置が必要である。

第2次補正の「補助金」申請に関しては、都道府県で対象経費が異なるなど不合理な事例が生じた。

このような課題をふまえ、第3次補正予算（案）での「補助金」申請は国による直接執行とされている。しかし、第2次と第3次で「補助金」の対象となる期間が重複し、第2次分は都道府県、第3次分は国への申請となれば、対象経費を2つに仕分けすることになり、医療現場での混乱は必至である。加えて、再度の「補助金」申請は、新型コロナウイルス感染拡大の第3波に見舞われている医療機関への負担を増幅させるものである。

以上をふまえ、「補助金」の簡便な申請、迅速な給付のために下記事項の改善を求める。

記

一、第3次補正予算（案）での「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、補助金）について、

- (1) 給付額を増額するとともに、来年度も継続すること。
- (2) すべての医療機関へ上限額を一律に給付を実施した上で、簡便に精算する仕組みを講ずること。

以上